

平成29年度 再評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

平成29(2017)年6月

平成音楽大学

1



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 基準項目ごとの自己評価	6
基準 3 経営・管理と財務	
3-1 経営の規律と誠実性	6
3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ	10
3-7 会計	14
V. エビデンス集一覧	16
エビデンス集（データ編）一覧	16
エビデンス集（資料編）一覧	16



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### (ア) 本学の使命・目的

音楽文化を発信する人間形成

本学の前身・熊本音楽短期大学の建学は、昭和 46（1971）年に、「九州から音楽文化を発信させたい。九州に音楽大学を。」として立ち上がった、創立者出田憲二の熱い情熱と、その意に賛同して集まった先達の行動と思いに始まる。

建学者たちの問題意識は、「文化の重点が中央に偏在し、地方文化の発展が遅々としている」現状を打破するために、音楽文化を発信する人材を九州で育てることであった。

### (イ) 教育の基本理念

- ① 音楽芸術の真理の探究
- ② 創造性豊かな心を持つ人間育成
- ③ 地域社会の音楽文化の発展に寄与する人材育成
- ④ 福祉の進展に寄与する人材の育成

平成 13（2001）年、熊本音楽短期大学を四年制大学に改組して、九州唯一の四年制音楽単科大学を開設するに当たり、上記の 4 点を、使命・目的を実現するための基本理念として掲げた。

この 4 点は、学則第 2 条において「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く知識を授けるとともに、音楽芸術の真理の探究と技術の練磨を教授研究し、創造性豊かな心を持つ人間形成を図る。もって人類の文化と福祉の進展に寄与する有為な人材の育成を目的とする。」というかたちで文章化している。

本学では、この 4 つの基本理念を「建学の精神」と位置づけている。

### (ウ) 大学の名称

平成音楽大学

大学の名称は、年号が「平成」となってから初めて開学した音楽大学であること、新しい時代に求められるスタイルの音楽大学を目指すことから付けられた。卒業生が熊本県や九州の地域に留まることなく国内外で活躍できるように、地域名は使わなかった。

### (エ) 大学の個性・特色

#### ● 音楽文化を発信

教職員や学生による演奏会を毎年熊本県内外で多数開催している。毎年 12 月にはその集大成となる『華麗なる音楽の祭典』を熊本県立劇場コンサートホールにて満員の聴衆で開催している。

本学を事務局として毎年 3 月に開催される『九州音楽コンクール』（九州音楽コンクール実行委員会主催、文化庁後援）は、平成 11(1999)年の開始以来、多くの音楽愛好者に知られ、幼児から一般まで 800 人以上が参加する大規模なイベントになっている。

附属音楽教室は、各種のコースを開設して、中高生や一般の音楽愛好者を指導している。

更に、音楽療法情報センター、I T・サウンドビジュアル研究センター、アートイベントプロジェクト、熊本オペラ芸術協会、女声合唱団『平成カンマーコール』等、本学の教育・研究資源を積極的に社会へ提供する取り組みも続けている。

### ● 音楽芸術の真理の探究

本学は人口 1 万 2 千人の町の、住宅街から離れた小高い丘の上にある。周囲に迷惑をかけることもなく、昼夜を問わず音楽に打ち込める環境である。

本学は中央から遠くに立地しているが、世界で活躍する音楽家や指導者を本学に招いたり、一流の演奏会を鑑賞させて、学生たちがレベルの高い音楽に触れることができるようにしている。平成 28(2016)年度では、ドイツ・カンマーフィルハーモニー管弦楽団（ヴァイオリン：樫本大進）の鑑賞、フィリップ・ジュジアーノのピアノ特別レッスンなどが挙げられる。

### ● 創造性豊かな心を持つ人間形成

音楽には、演奏でも創作でも、創造性が本質的に重要である。演奏においては、曲を深く解釈し、自分の思いを込めて表現しなければならない。創作の創造性は言うまでもない。

本学では、教養科目の学びに加えて、ボランティアやサークル活動などを通じて人間の幅を広げさせるとともに、思いを表現しきれぬ演奏力・創作力を付けさせる。こども学科でも、個々のこどもを正しく理解して、こどもにとって最善の保育を実現するためには創造性が必要という点で同様である。

### ● 地域社会の音楽文化の発展に寄与する人材育成

本学が開催する各種演奏会やオーディションに出演・参加することで、音楽文化を発信する意識を培い、自ら関わろうとする態度の育成を図っている。

また、幼稚園児から大学生までが参加する「御船町教育フォーラム」というイベントでは、本学学生がリーダーシップをとって進行しているし、町内小中学校での校内音楽会の指導や共演、合唱コンクールのクラス練習指導、吹奏楽部の指導などを経験させている。

### ● 福祉の進展に寄与する人材の育成

精神・身体に障がいを持つ成人や子どもに音楽を通して生きる力を育ませたり、高齢者の心を癒したりする音楽療法士や、豊かな音楽力を身に着けた保育者を送り出している。

平成 28(2016)年 4 月の熊本地震では、本学も学生たちも大きな被害を受けたが、多くの学生がボランティアとして被災者支援に立ち上がった。

- ・ 避難所ではコンサートをして避難者の心を癒したり、こどもたちに絵本の読み聞かせや手遊びをした。
- ・ 授業再開までの間、帰省先で募金活動をする姿が各地の地元メディアで紹介された。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

昭和 47(1972)年 3 月	学校法人御船学園設立認可 初代理事長に出田憲二就任
昭和 47(1972)年 4 月	<b>熊本音楽短期大学開学</b> 音楽科（声乐専攻 30 人、器楽専攻 30 人）総定員 120 人 初代学長に出田憲二就任
昭和 48(1973)年 2 月	第 1 回定期演奏会（於）熊本市民会館 以後毎年、『華麗なる音楽の祭典』として継続している。
昭和 48(1973)年 4 月	教職課程開設 熊本音楽短期大学専攻科開設
昭和 50(1975)年 8 月	運動場用地購入、平屋建寄宿舎落成
昭和 51(1976)年 4 月	音楽科定員増員 （入学定員：声乐専攻 30 人、器楽専攻 70 人 総定員 200 人）
昭和 51(1976)年 7 月	2 号館校舎落成
昭和 53(1978)年 2 月	女子寮 5 階建落成
昭和 56(1981)年 2 月	体育館兼演奏ホール落成
昭和 59(1981)年 9 月	3 号館校舎落成
昭和 60(1985)年 1 月	4 号館校舎落成
昭和 62(1987)年 4 月	阿蘇研修所建物落成
平成 9(1997)年 9 月	“Kumamoto College of Music Wind Orchestra and Chorus” 公演（於）米国ニューヨーク・カーネギーホール
平成 11(1999)年 3 月	第 1 回九州音楽コンクールを開催
平成 12(2000)年 12 月	音楽療法士（2 種）：全国音楽療法士養成協議会認定
平成 12(2000)年 12 月	阿蘇研修所を日本童謡館に譲渡
平成 12(2000)年 12 月	平成音楽大学設置認可 音楽学部音楽学科教職課程認可 （中学校教諭一種免許状（音楽）、 高等学校教諭一種免許状（音楽））
平成 13(2001)年 4 月	<b>平成音楽大学開学</b> 音楽学部音楽学科（入学定員 100 人） 初代学長に出田敬三就任
平成 14(2002)年 4 月	音楽療法士（1 種）；全国音楽療法士養成協議会認定
平成 17(2005)年 3 月	音楽学部幼児音楽教育学科指定保育士養成施設指定
平成 17(2005)年 3 月	音楽学部幼児音楽教育学科教員免許課程認可 （幼稚園教諭一種免許状） 音楽専攻科教員免許課程認可 （中学校教諭専修免許状(音楽)、

平成音楽大学

高等学校教諭専修免許状(音楽)

平成 17(2005)年 4 月	音楽学部幼児音楽教育学科開設 (入学定員 30 人) 開設、 音楽学科入学定員変更 (100 人→70 人) 音楽専攻科 (入学定員 10 人) 開設
平成 17(2005)年 4 月	学校法人御船学園理事長に出田敬三就任
平成 18(2006)年 7 月	音楽棟 (CREAM 棟) 落成
平成 19(2007)年 10 月	集会場 (コミュニティーセンター) 落成
平成 21(2009)年 11 月	音楽療法士 (2 種) ; 全国音楽療法士養成協議会認定
平成 22(2010)年 6 月	韓国新羅大学校芸術学部との姉妹校提携
平成 22(2010)年 6 月	熊本市キャンパス・サテライトステージ設置
平成 22(2010)年 10 月	附属音楽教室新設
平成 24(2012)年 4 月	「幼児音楽教育学科」を「こども学科」に名称変更
平成 26(2014)年 4 月	音楽学科「ミュージック・プロフェッショナル・コース」新設
平成 26(2014)年 8 月	平成音楽大学アート・イベント・プロジェクト新設
平成 28(2016)年 3 月	女子寮を閉鎖
平成 28(2016)年 4 月	平成 28 年熊本地震にて大規模な被災
平成 28(2016)年 6 月	新駐車場を開設 (200 台)
平成 29(2017)年 4 月	入学定員を変更 音楽学科 70 人→60 人 こども学科 30 人→40 人



## 2. 本学の現況

- 大学名

平成音楽大学

- 所在地

熊本県上益城郡御船町滝川字東原 1658

- 学部構成

音楽学部

音楽学科

こども学科

音楽専攻科

- 学生数、教員数、職員数

学部	学科	学年	学生数
音楽学部	音楽学科	1年	22
		2年	29
		3年	29
		4年	38
		計	118
	こども学科	1年	31
		2年	38
		3年	37
		4年	39
		計	145
計			263人
音楽専攻科			3
総計			266人

### 専任教員

教授	准教授	専任講師	専任教員計
11人	5人	3人	19人

非常勤講師等 66人 (平成29年度に授業を担当している者)

事務職員 (18人)、嘱託 (5人)、兼務 (3人)

### Ⅲ. 基準項目ごとの自己評価

#### 基準 3. 経営・管理と財務

##### 3-1 経営の規律と誠実性

###### 《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

###### (1) 3-1 の自己判定

規準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従って私立の高等教育機関を運営するにあたり、それにふさわしい組織体制や諸規程を整備しており、短大設立以来ぶれることのない経営を続けてきた。

寄附行為【資料 F-1】第 3 条と学則【資料 F-3】第 2 条の目的には、「人類の文化と福祉の進展に寄与する有為な人材を育成する」というかたちで、公益に奉仕する法人の姿勢を表明している。

日常の業務でそれを裏付けるのは、『平成音楽大学心得』【資料 3-1-1】であって、この中に「責任」と「誠実」を掲げている。この心得は、すべての理事及び教職員が肝に銘ずべき指針として、研究室や事務室にも掲示している。

法令遵守や経営規律を法人として担保するために、コンプライアンス規程【資料 3-1-2】、公益通報規程【資料 3-1-3】及び利益相反マネジメント・ポリシー【資料 3-1-4】を制定している。

###### 【エビデンス集（資料編）】

- 資料 F-1 学校法人御船学園寄附行為
- 資料 F-3 平成音楽大学学則
- 資料 3-1-1 平成音楽大学心得
- 資料 3-1-2 学校法人御船学園・平成音楽大学コンプライアンス規程
- 資料 3-1-3 平成音楽大学公益通報規程
- 資料 3-1-4 平成音楽大学利益相反マネジメントポリシー

##### 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

I章に掲げたとおり、学園の目的である「音楽文化を発信する人間形成」は、「4つの基本理念」に具体化されている。

本学はこの4点を一貫して追求してきたが、それを教学だけでなく運営全般について前進させる仕掛けとして、平成29(2017)年度から目標管理を導入した。これは、法人と大学の運営に、年単位のPDCAを機能させることにより、学園全体が使命・目的の実現に向かって歩調を合わせるものである。

本学ではトップマネジメントの理事長と学長が現在は同一人物であるが、この理事長・学長が、毎年の年頭に具体的な指針を提示する【資料3-1-5】。

これに基づいて、学部長、事務局長等の各部門長が次年度の重点目標【資料3-1-6】を設定し、更にその推進計画を立てる【資料3-1-7】。

その進捗を理事会と教授会を通じて関係者が共有【資料3-1-8】し、成果を検証する。本学の教授会には全教職員が参加するので、目標と進捗が共有されるわけである。

#### 【エビデンス集（資料編）】

資料3-1-5 平成29年・年頭のメッセージ

資料3-1-6 平成29年度学園目標一覧

資料3-1-7 平成29年度目標実施計画（抜粋）

資料3-1-8 平成29年度年間目標大工程表

### 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学は、平成27(2015)年度の認証評価において、「大学が社会的な信頼を得て活動を行う原点である、大学運営に関する種々の法令の遵守について課題を抱えており、早急な改善が求められる。」との指摘を受けた。

そこで、今回の再審査に臨んで、エビデンス集（データ編）表3-2のすべての項目について綿密に点検し、未達と考える事項をすべて整理した。更に、この表にはない公的研究費の不正防止についても二つのガイドラインをもとに必要な規程【資料3-1-9】を整備した。また、今後は法令遵守における問題を起こさないために、以下の取り組みを徹底することとした。

大学の設置・運営に関する法令の追跡と対応の担当は、法人の総務課である。ただし、法人の総務課は大学の庶務課と組織が重なっている。

今後は、①総務課が中心となって文部科学省ホームページや各種研修会で高等教育の政策動向を平素から把握し、②特に毎年2月の文部科学省主催「学校法人の運営等に関する協議会」に必ず出席して直近の動きを確認する。③公文によって正式な法令改正等を確認すると、④担当部署を決めて次年度の目標に組み込ませ、作業計画を立てて推進し、⑤教授会や理事会でその進捗を確認する。

#### 【エビデンス集（データ編）】

表3-2 大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況

【エビデンス集（資料編）】

資料 3-1-9 平成音楽大学研究活動上の不正行為防止規程

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

危機管理： 防火管理規程【資料 3-1-10】、消防計画【資料 3-1-11】、危機管理規程【資料 3-1-12】等を策定しており、毎年 4 月には全学生参加の避難訓練も実施している。こうした備えが問われたのが平成 28(2016)年 4 月の熊本地震であった。14 日(木)午後 9 時半に起きた前震のときは学内にまだ練習等で残っている学生もいたが、大学周辺に住む学生も含め、安否確認を素早く行って全員を安全な場所に避難させた。16 日(土)午前 1 時半の本震では、朝早く対策本部を立ち上げて、学長のトップダウン体制のもと、次々と必要な決断をして未曾有の危機に対処することができた。

なお、本学では残念ながら耐震改修が遅れていたが、寮については改修を断念して平成 28(2016)年 3 月に閉鎖していた。結果的にはこの決断が正しかった。

人権： これは、各個人の感性が大きな役割を演じる芸術系学校では、特に配慮の必要な分野である。キャンパス・ハラスメント防止規程【資料 3-1-13】に基づいて、学生と教職員のハラスメント調査【資料 3-1-14】を確実に継続している。個人情報について、その収集・利用・管理の方針【資料 3-1-15】を定めている。

環境： 2 号館の鉄骨にアスベストが吹きつけられていたが、今回の地震で大破したので、解体の前に専門業者による除去作業を行なった。これで環境上の問題箇所は解消された。

【エビデンス集（資料編）】

資料 3-1-10 防火管理規程

資料 3-1-11 消防計画

資料 3-1-12 平成音楽大学危機管理規程

資料 3-1-13 学校法人御船学園キャンパス・ハラスメント防止規程

資料 3-1-14 第 12 回ハラスメントについてのアンケートほか

資料 3-1-15 個人情報の収集、利用、管理に関する基本方針について

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則第 172 条第 1 項に規定されている教育研究活動等の状況についての公表事項【表 3-3】、及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 第 1 項に規定されている教員の養成に関する公表事項【資料 3-1-16】は、本学のホームページに整理して公表している。

私立学校法第 47 条に規定されている財産目録等については、過去 10 年分を会計課に常備して閲覧請求に応じているほか、直近年度については、それらの内容を本学のホームページに整理して公表している【表 3-4】。

さらに、平成 26(2014)年度には日本私立学校振興・共催事業団の大学ポートレート事業に参加している。【資料 3-1-17】

【エビデンス集（資料編）】

資料 3-1-16 教員の養成に関する公表事項

(<http://www.heisei-music.ac.jp/information-disclosure.html>)

資料 3-1-17 大学ポートレート（平成音楽大学）

(<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000728901000.html>)

【エビデンス集（データ編）】

表 3-3 教育研究活動等の情報の公表状況

表 3-4 財務情報の公表（前年度実績）

【平成27年度認証評価で改善を要するとされた点について】

○大学運営において遵守すべき法令に関し、その改正に対応した学内規則等の見直し・整備がなされていない点について改善を要する。

平成28(2016)年3月から平成29(2017)年3月にかけて学則等の見直し・整備を行なった結果、エビデンス集データ編の表3-2に掲げられた法令の諸規定には、すべて対応済みである。

【エビデンス集（データ編）】

表 3-2 大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況

○教育職員免許法施行規則第22条の6に定める教員養成の状況についての情報を公表していないので改善を要する。

平成28(2016)年6月に本学のホームページにて情報を公表した【資料3-1-16】。具体的には、先頭ページから、下段メニューの「情報公開」→「10 教員養成の状況についての情報の公表」をたどれば容易に見つけることができる。

【エビデンス集（資料編）】

資料 3-1-16 教員の養成に関する公表事項

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

中期計画の策定：平成23(2011)年から7年間の御船学園中期事業計画をいったんは策定していたものの、熊本市中心部再開発計画の遅れと熊本地震被災のために実行できなかった。学園の使命・目的達成のために年単位のPDCAを機能させているところであるが、より継続性ある取組みのために、地震からの再建が一段落するときに合わせて、その後の戦略を策定したい。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 《3-3 の視点》

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

#### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

#### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

学園と大学の意思決定組織は、図 3-3-1 のとおりである。

本学園は1大学1学部しかなく、しかも現在は理事長と学長が同一人物であるため、理事会の配下における意思決定の仕組みはすべて大学にあって、学長が全体を統括する。

学長のもとにあって、教学は音楽学部長が、事務は事務局長が統括する。

学長（理事長）、事務局長（理事）、法人局長（理事）、学部長、学科長、学生部長及び教務局長からなる運営委員会【資料 3-3-1】が、法人・大学両面の主要課題を協議して合意を形成する。

教授会【資料 3-3-2】は、校務に関する学長の諮問機関である。その役割は学則【資料 F-3】第 58 条に規定されており、学長が諮問すべき事項は学長裁定【資料 3-3-3】として周知されている。

教授会は教職員会も兼ねており、全教職員が参加して、学内の多彩な情報を共有している。学長の諮問により学則に定める事項を審議するだけでなく、教学以外の事項も扱う。限られた時間を効果的に活用するために、運営委員と議案提案者及びその関係課長から成る代議員会【資料 3-3-4】が、教授会に先立って議案を整理する。

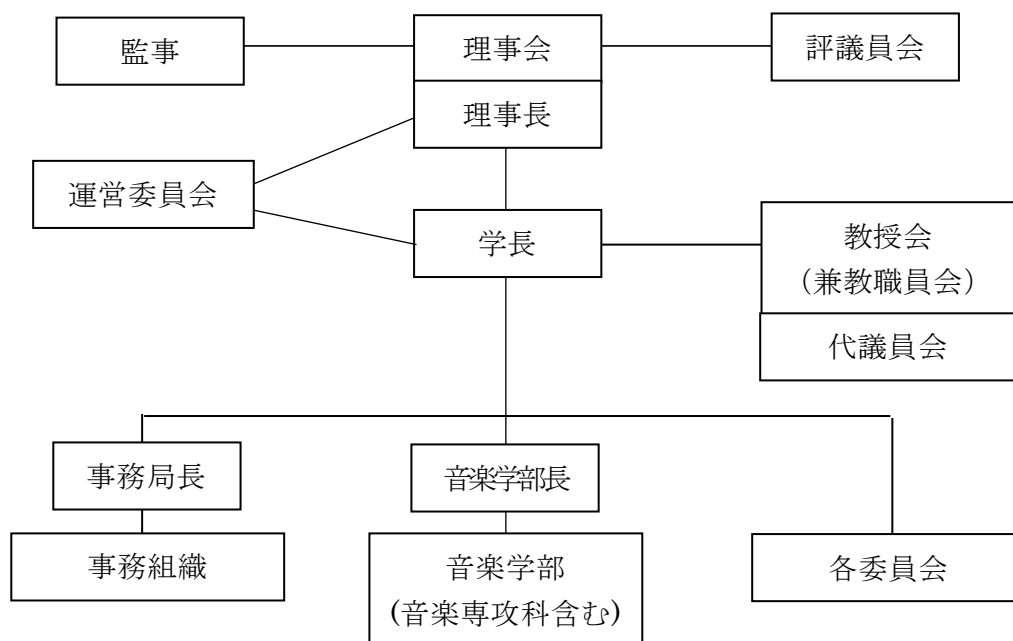


図 3-3-1 学園と大学の意思決定組織

【エビデンス集（資料編）】

- 資料 F-3 平成音楽大学学則
- 資料 3-3-1 学校法人御船学園・平成音楽大学運営委員会規程
- 資料 3-3-2 平成音楽大学教授会規程
- 資料 3-3-3 教授会への諮問事項（学長裁定）
- 資料 3-3-4 平成音楽大学代議員会規程

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

平成 29(2017)年 3 月に学則【資料 F-3】第 55 条を改正して、「学長は、本学のすべての校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定めて学長の立場を明確にした。前述のとおり、現在本学の学長は理事長と同一人物であることから、学長は、国立大学法人の学長のように経営と教学の両面における最高責任者である。

事務局長、法人局長、教務局長及び音楽学部長が、各部門の責任者として学長から必要な権限の委譲を受けて統括している。各部門長のもとで設定された年間目標等の担当者は、実行の各段階で学長の意見をよく聞いて修正し、また学長の支援を得て達成していく。このプロセスは、運営委員会及び教授会で共有され、理事会に報告される。

秘書室があつて各局長・学部長と連携して学長を補佐している。

【エビデンス集（資料編）】

- 資料 F-3 平成音楽大学学則

【平成 27 年度認証評価で改善を要するとされた点について】

○学校教育法第 92 条第 3 項並びに第 93 条第 2 項及び第 3 項に定める校務に関する最終的な決定権が学長にあることが学内規則において明文化されていないので改善を要する。

平成 29(2017)年 3 月に学則【資料 F-3】を改正し、第 55 条第 2 項に、「学長は、本学のすべての校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と明記した。

平成 27 年度認証評価時点での学則	現在の学則
<p>(教職員組織)</p> <p>第 55 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務局長および事務職員をおく。組織規程は別に定める。</p> <p>2 本学に学部長、図書館長、学科長及び専攻科長等の必要な職員をおき、教員をもって充てる。</p>	<p>(職位)</p> <p>第 55 条 本学に学長、学部長、図書館長、学科長及び専攻長等の必要な職位を置き、教員をもって充てる。</p> <p>2 学長は、本学のすべての校務をつかさどり、所属職員を統督する。</p> <p>3 学部長以下の各職位は、それぞれの部門に関する校務をつかさどる。</p> <p>(職階)</p>

	<p>第55条の2 本学の教員は、教授、准教授、講師、助教又は助手の職階に任じる。各職階の規準は別に定める。</p> <p>2 教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。</p> <p>3 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。</p> <p>(事務職員)</p> <p>第55条の3 本学に事務職員を置く。事務組織は法人と合わせて別に定める。</p>
--	---

【エビデンス集 (資料編)】

資料 F-3 平成音楽大学学則

○学校教育法第 93 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定める学長が決定を行う事項が学内規則に明確に規定されていないので改善を要する。

平成 28(2016)年 3 月に学則【資料 F-3】を改正し、教授会は学長が決定を行うに際して意見を述べるものとした。

平成 27 年度認証評価時点での学則	現在の学則
<p>(審議事項)</p> <p>第 58 条 教授会は、次の事項を審議する。</p> <p>① 学則その他諸規程の制定、改廃に関する事項</p> <p>② 学科課程に関する事項</p> <p>③ 学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学および卒業に関する事項</p> <p>④ 学生の試験及び演奏等に関する事項</p> <p>⑤ 学生の賞罰に関する事項</p> <p>⑥ 学生の団体、活動及び厚生に関する事項</p> <p>⑦ 教員の人事に関する事項</p> <p>⑧ 各種委員会に関する事項</p> <p>⑨ その他法令に規定されている事項及び教育上必要な事項</p>	<p>(審議事項)</p> <p>第 58 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了。</p> <p>(2) 学位の授与。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。</p> <p>2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。</p>

【エビデンス集 (資料編)】

資料 F-3 平成音楽大学学則



○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に定める教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるものが学長によって適切に定められていないので改善を要する。

平成 28(2016)年 8 月の教授会において、学長が、教授会の意見を聞くことが必要な事項を、学長裁定【資料 3-3-3】として提示した。

【エビデンス集（資料編）】

資料 3-3-3 教授会への諮問事項（学長裁定）

○学校教育法第 93 条第 2 項及び第 3 項に定める教授会は教育研究に関する事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる関係にあることが学内規則において明確に定められていないので改善を要する。

前掲のとおり、学則【資料 F-3】第 58 条を改正して明確化した。

【エビデンス集（資料編）】

資料 F-3 平成音楽大学学則

○学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に定める退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって適切に定められていないので改善を要する。

平成 28(2016)年 3 月に、学則【資料 F-3】第 51 条に「第 4 項 懲戒に関する手続きについては別に定める」を追加した上で、「平成音楽大学学生の懲戒に関する規程」【資料 3-3-5】を新規に制定した。

【エビデンス集（資料編）】

資料 F-3 平成音楽大学学則

資料 3-3-5 平成音楽大学学生の懲戒に関する規程

### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

目標管理の拡大： 学長のリーダーシップのもとに大学運営に取り組むための仕掛けとして、平成 29(2017)年度から、各部門長を中心とした目標管理を実行し始めたところであるが、平成 30(2018)年度からは、これを各部課及び各委員会に拡大する。これによって、すべての部署・教職員が共通の問題意識をもって大学運営に取り組む体制を強化する。

### 3-7 会計

#### 《3-7 の視点》

##### 3-7-① 会計処理の適正な実施

##### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

###### (1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

###### (2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、学校法人御船学園経理規程【資料 3-7-1】及び学校法人御船学園経理規程施行細則【資料 3-7-2】に基づいて行っている。

予算編成： 学園の運営や教育その他の事業の明確な方針に基づいた編成により、3月の理事会で当初予算を決定する。前期繰越金の確定額や実際の学生数による収入額をもとに5月の理事会で補正をして、これを実行予算とする。

支出： 10万円未満の物品購入は購入伺【資料 3-7-3】、その他の支出は支出伺【資料 3-7-4】を提出させる。10万円以上の案件は稟議【資料 3-7-5】により、相見積もりが原則である。これらはすべて理事長が最終決裁し、その後に実行する。

予算管理： 毎月の予実を局長以上の幹部に報告し、問題を早期に把握する。

補正予算： 予算から大きな開きが予想されるときは、補正予算を編成する。平成28(2016)年度は、地震で大きな被害を被ったために、12月の理事会で予算の大幅な補正を行なった。

#### 【エビデンス集（資料編）】

資料 3-7-1 学校法人御船学園経理規程

資料 3-7-2 学校法人御船学園経理規程施行細則

資料 3-7-3 購入伺の例

資料 3-7-4 支出伺の例

資料 3-7-5 稟議の例

##### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監査人(くまもと監査法人)は、本学で年間2人×50時間をかけ、さらに事務所で5日間程度の作業を行って監査している【資料 3-7-6】。毎年9月頃に理事長から経営の説明を受ける。

監事は、理事会・評議員会に毎回出席し、また監査人の現地監査終了時に監査人から説明を受ける。このようにして、監査報告書【資料 3-7-7】を理事会に提出する。

#### 【エビデンス集（資料編）】

資料 3-7-6 くまもと監査法人 平成28年度会計監査日程

資料 3-7-7 平成28年度監査報告書

**【平成27年度認証評価で改善を要するとされた点について】**

○学校法人会計基準の改正に対応した予算の編成や学内規則の見直しがなされていない点について改善を要する。

平成27(2015)年7月に、会計ソフト「学校法人らくらく会計」を新会計規準対応版のバージョンD2に移行させ、このソフトにより、平成27(2015)年度の計算書類【資料3-7-8】及び平成28(2016)年度予算【資料3-7-9】は新会計規準に則って作成した。

また、経理規程【資料3-7-1】及び経理規程施行細則【資料3-7-2】を、新会計規準に整合するよう改正し、平成27(2015)年4月1日から施行した。

**【エビデンス集（資料編）】**

資料3-7-1 学校法人御船学園経理規程

資料3-7-2 学校法人御船学園経理規程施行細則

資料3-7-8 平成27年度財務計算に関する書類

資料3-7-9 平成28年度予算

**(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）**

学園全体による財務改善： 震災からの再建のために、学園を挙げて財務の改善に取り組む体制を確立する。収入の増加と支出の削減に全員が主体性を持って取り組むために、会計からは予算と実績の情報を分かりやすく整理して提供する。

これをもとに、平成30(2018)年度の予算には全員で取り組み、予算委員会を実質化する。

## V. エビデンス集一覧

### エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	

### エビデンス集（資料編）一覧

#### 基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
【資料 F-6】	事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 28 年度財務状況について(事業報告書別冊)	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年	

平成音楽大学

	度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料
【資料 F-11】	自己点検評価書（再評価）の作成に関わる担当者一覧（基準項目ごとの責任者及び担当者がわかるもの）

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	平成音楽大学心得	
【資料 3-1-2】	学校法人御船学園・平成音楽大学コンプライアンス規程	
【資料 3-1-3】	平成音楽大学公益通報規程	
【資料 3-1-4】	平成音楽大学利益相反マネジメントポリシー	
【資料 3-1-5】	平成 29 年・年頭のメッセージ	
【資料 3-1-6】	平成 29 年度学園目標一覧	
【資料 3-1-7】	平成 29 年度目標実施計画（抜粋）	
【資料 3-1-8】	平成 29 年度年間目標大工程表	
【資料 3-1-9】	平成音楽大学研究活動上の不正行為防止規程	
【資料 3-1-10】	防火管理規程	
【資料 3-1-11】	消防計画	
【資料 3-1-12】	平成音楽大学危機管理規程	
【資料 3-1-13】	学校法人御船学園キャンパス・ハラスメント防止規程	
【資料 3-1-14】	第 12 回ハラスメントについてのアンケートほか	
【資料 3-1-15】	個人情報の収集、利用、管理に関する基本方針について	
【資料 3-1-16】	教員の養成に関する公表事項 ( <a href="http://www.heisei-music.ac.jp/information-disclosure.html">http://www.heisei-music.ac.jp/information-disclosure.html</a> )	
【資料 3-1-17】	大学ポータルサイト（平成音楽大学） ( <a href="http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000728901000.html">http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000728901000.html</a> )	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	学校法人御船学園・平成音楽大学運営委員会規程	
【資料 3-3-2】	平成音楽大学教授会規程	
【資料 3-3-3】	教授会への諮問事項（学長裁定）	
【資料 3-3-4】	平成音楽大学代議員会規程	
【資料 3-3-5】	平成音楽大学学生の懲戒に関する規程	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人御船学園経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人御船学園経理規程施行細則	

平成音楽大学

【資料 3-7-3】	購入伺の例	
【資料 3-7-4】	支出伺の例	
【資料 3-7-5】	稟議の例	
【資料 3-7-6】	くまもと監査法人 平成 28 年度会計監査日程	
【資料 3-7-7】	平成 28 年度監査報告書	
【資料 3-7-8】	平成 27 年度財務計算に関する書類	
【資料 3-7-9】	平成 28 年度予算	